

●香川県告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び香川県サポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、平成30年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年12月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地	指定の期間
情報通信交流館	かがわ県民情報サービス株式会社 高松市サポート2番1号	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで